

予算特別委員会会議記録

予算特別委員長 三浦 正臣

1 日 時

令和3年3月12日（金） 午前10時00分から
午後 2時46分まで

2 場 所

本会議場

3 出席した委員の氏名

三浦正臣、駕海豊、志村学、井上伸史、清田哲也、今吉次郎、阿部長夫、太田正美、後藤慎太郎、衛藤博昭、森誠一、井上明夫、木付親次、古手川正治、土居昌弘、嶋幸一、元吉俊博、御手洗吉生、阿部英仁、成迫健児、浦野英樹、高橋肇、木田昇、羽野武男、二ノ宮健治、守永信幸、藤田正道、原田孝司、小嶋秀行、馬場林、尾島保彦、玉田輝義、平岩純子、吉村哲彦、戸高賢史、河野成司、猿渡久子、堤栄三、末宗秀雄、小川克己

4 欠席した委員の氏名

大友栄二、荒金信生

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 和田雅晴、会計管理者兼会計管理局長 森山成夫、
議会事務局長 浦辺裕二、人事委員会事務局長 藤原隆司、
労働委員会事務局長 森優子、監査委員事務局長 牧敏弘、
企業局長 工藤正俊 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第1号議案令和3年度大分県一般会計予算、第2号議案令和3年度大分県公債管理特別会計予算、第12号議案令和3年度大分県用品調達特別会計予算、第14号議案令和3年度大分県電気事業会計予算及び第15号議案令和3年度大分県工業用水道事業会計予算について審査を行った。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

| | | |
|---------|----------|-------|
| 議事課委員会班 | 副主幹 | 矢野順子 |
| 議事課委員会班 | 課長補佐（総括） | 富高德己 |
| 議事課委員会班 | 主任 | 麻生由香里 |

予算特別委員会次第

日 時：令和3年3月12日（金）10:00～

場 所：本会議場

1 開 会

2 歳入予算全般審査

- (1) 予算説明
- (2) 質疑・応答

3 歳出予算審査

- (1) 議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、
監査委員事務局、会計管理局関係
 - ① 質疑・応答
- (2) 総務部関係
 - ① 予算説明
 - ② 質疑・応答
- (3) 企業局関係
 - ① 予算説明
 - ② 質疑・応答

4 閉 会

会議の概要及び結果

三浦委員長 ただいまから、本日の委員会を開きます。

本日以降の委員会は、昨日の委員会において決定した運営要領及び審査日程により行います。

なお、審査にあたっては、運営要領に従い、円滑に運営できるよう御協力をお願いします。

この際、付託された予算議案を一括議題とし、これより歳入予算関係の審査に入ります。

説明は、簡潔かつ明瞭をお願いします。

それでは、歳入予算関係について、執行部の説明を求めます。

和田総務部長 第1号議案令和3年度大分県一般会計予算のうち、歳入全般について説明します。

別途配付している予算特別委員会資料（歳入全般）を御覧ください。この表は、歳入予算について款別に令和3年度当初予算案、令和2年度当初予算額、増減額、増減率を表したものです。

左下の歳入合計欄の一つ右にあるように、当初予算案は、7,027億3,100万円であり、その右の2年度当初予算額6,548億6,300万円と比べると、478億6,800万円の増、伸び率で7.3%の増となっています。

歳入予算の主な内容について、今御覧いただいている資料と、令和3年度予算に関する説明書により説明します。

まず、表の一番上、第1款県税については、3年度当初予算案Aにあるとおり1,143億円で、その右の2年度当初予算額Bと比較すると137億円の減、率にして10.7%の減となります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、法人関係税や地方消費税等が減収となることによるものです。

詳細については、予算説明書の5ページをお開きください。

第1項県民税ですが、右肩にあるとおり356億6,920万3千円を計上しています。

このうち、第1目個人については、左から4列目の比較欄にあるとおり10億9,307万2千円の減となっています。これは、新型コロナウイルスの影響を受けた給与所得の減等によるものです。

おめくりいただいて、次に、7ページの第2項事業税ですが、198億8,582万4千円を計上しています。

このうち、第2目法人については53億1,657万5千円の減となっており、同様に、企業業績の悪化等によるものです。

続いて、9ページの第3項地方消費税については、309億3,138万6千円を計上しています。

このうち、第2目貨物割は、輸入取引を対象とするものですが、コロナの影響に加え、県内製油所の火災に伴う原油輸入量の減少が見込まれることなどにより63億6,369万8千円の減としています。

資料にお戻りいただいて、上から二つ目の第2款地方消費税清算金については509億4,600万円を計上しています。これは、税務署等に納付された地方消費税をそれぞれの都道府県が一旦受け入れた後、各都道府県間で清算するものですが、地方財政計画における全国ベースでの個人消費の動向などを踏まえ、前年度と比べ33億8,400万円の減、率にして6.2%の減を見込んでいます。

その下の第3款地方譲与税については153億円、前年度に比べ76億900万円の減となっています。これは、令和元年度の10月より法人事業税の一部が国税化され、都道府県に再配分する偏在是正措置により創設された特別法人事業譲与税が、法人事業税と同様、コロナの影響を受け74億7,900万円減少することによるものです。

次に、第5款地方交付税1,790億円と、表の下から三つ目の地方交付税の振り替わりで

ある臨時財政対策債332億300万円との合計は、表の一番下に示しているとおり2,122億300万円となっており、前年度と比べ203億2千万円の増となっています。これは、地方税等が大幅な減収となる中で、国の地方財政計画において、一般財源総額が確保されたことによるものです。

次に、第7款分担金及び負担金は37億7,549万8千円と、前年度から30億8,852万1千円の減となっています。これは、令和2年度に計上していた国直轄事業に係る市負担金の繰上償還が皆減したことによるものです。

その下の第9款国庫支出金については1,257億5,975万4千円と、前年度と比べて178億9,755万6千円の増となっています。

主なものについては、予算説明書の53ページをお開きください。

第2項国庫補助金の第3目保健環境費国庫補助金については、左から4列目の比較の欄にあるとおり175億8,865万4千円の増となっています。これは、56ページの一番下になりますが、感染拡大防止対策として新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が169億8,347万4千円皆増することによるものです。

また、社会経済再活性化を図るための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についても、第1目総務費国庫補助金から第7目土木費国庫補助金及び第9目教育費国庫補助金までの八つの目において35億6,342万7千円を新たに計上しています。

そのほか、59ページの第5目農林水産業費国庫補助金については19億7,238万2千円の減、また、68ページの第7目土木費国庫補助金についても64億7,964万1千円の減となっています。これは、公共事業のうち、県土強靱化に係る令和3年度事業分が、今年度3月補正予算に前倒しされたことなどによるものです。

続いて、73ページをお開きください。

第10目災害復旧費国庫補助金は、令和2年

7月豪雨災害の復旧工事の進捗に伴い32億1,266万9千円の増となります。

資料にお戻りいただき、第12款繰入金についてですが、124億3,536万6千円と、前年度と比べ27億2,537万5千円の減となっています。

詳細については、予算説明書の92ページをお開きください。

第2項基金繰入金の第1目財政調整基金繰入金15億円と第2目減債基金繰入金のうち50億円が、いわゆる財政調整用基金となりますが、前年度に比べ12億円減の65億円としています。

ページをおめくりいただき、下から3行目の県立文化・スポーツ施設等整備基金繰入金については、9億7,262万7千円の皆減となっています。これは、県立芸術文化短期大学の施設整備が終了したことによるものです。

再度資料にお戻りいただき、第14款諸収入については1,001億5,598万円と、前年度に比べ468億2,558万9千円の増となっています。これは、県制度資金貸付分がコロナの影響を受け増加したことに伴い、金融機関への預託額が増加することなどによるものです。

最後に、その下の第15款県債についてですが912億4,500万円と、前年度と比べ67億5,800万円の増となります。これは、さきほど説明したように、臨時財政対策債が大幅に増加する一方、県土強靱化に係る令和3年度事業分が今年度3月補正予算に前倒しされたため、公共事業に充てている県債が減少することによるものです。

以上をもって、令和3年度当初予算案の歳入全般についての説明を終わります。

なお、詳細については、御質問をいただき、私若しくは関係課長からお答えするので、よろしくお願ひします。

三浦委員長 以上で、説明は終わりました。

この際、委員の皆さんに申し上げます。

これより質疑に入りますが、本委員会での質疑は、事前に通告のあった委員を優先して指名

します。発言は、私から指名を受けた後、起立し、発言願います。発言の際は、お手元のマイクを使用してください。

質疑は、付託された予算議案に対する内容にとどめるとともに、説明資料名、ページ及び事業名等を明らかにしてください。質疑の方法は一人一括問答方式となっており、質疑は関連質疑も含め一人5分以内、再質疑は2回までとなっているので、要点を簡潔にお願いします。

なお、関連質疑は関連した内容にとどめ、関連以外の質疑にわたらないようにお願いします。また、執行部に対し、資料の要求等がある場合は、質疑とあわせて要求していただくようお願いいたします。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔明瞭に答弁願います。

事前の通告者が4名います。

それでは、順次指名します。

堤委員 先日配付された財政収支見通しについて質問します。

この中の財政調整用基金について330億円の回復目標としていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で大変県内の景気は厳しいと。今の県税収入を見れば本当に分かりますが、何にしても県税収入が増えなければ、財政調整用基金への積立は厳しくなると思います。歳出も同様ですが、歳入確保でいろんな施策を講ずるのは当然ですが、今後の見通しについてはどう考えているのか。

また、今年の県税、交付税、臨時財政対策債の歳入見込みと昨年と一昨年の見通しを比較すると、かなり減少していることも数字上見られます。当然コロナという非常に大きな影響で景気後退が大きいと考えられますが、今後、歳入増として具体的にどのような方策を図っていかうと考えているか、お尋ねします。

高木財政課長 今後の収支見通しについてですが、県税は新型コロナウイルスの影響により令和3年度は大きく落ち込むものの、4年度以降は徐々に回復するとした国の中長期の経済財政に関する

試算に基づいて、その成長実現ケースの名目成長率を1年遅れで反映して機械的に算出しました。先行きが見通しにくい中ですが、国に対し、4年度以降についても、地方財政対策上、一般財源総額の確保をしっかりと求めていきます。

また、例えば、新型コロナが長引き、さらなる社会経済の再活性化が必要になる場合については、コロナ対応の交付金等の増額を要望するとともに、県税収入が予想よりさらに落ち込んだ場合は減収補填債等の発行要件の拡大等についても要望し、歳入確保に努めていきます。

歳出についても見込み得る財政需要は全て織り込んでいますが、高齢化の進行等により社会保障関係費や投資的経費の増加に伴う公債費等は依然として高水準になることから、4年度以降も毎年度60億円を超える収支不足が見込まれます。このため、引き続き行革マインドをしっかりと持ちながら財政調整用基金取崩しを極力抑制し、令和6年度末までに330億円を確保していく見通しになっています。

もう一つ、歳入の確保について御質問がありましたが、県税、交付税と臨時財政対策債のいわゆる一般財源と言われているところについても、確かに堤委員の御指摘のとおり前回の見通しよりかなり減っています。一方で、歳出においても税収に連動した市町村への交付金や消費税清算金、これは他県に清算金として支払うものですが、そちらも大きく減少することから、これらを差し引いた実質的な一般財源はほぼ変わらない見込みとなっています。しかしながら、今後も予断を許さないことから、地方財政計画において、さきほども申しましたが、一般財源総額の確保をしっかりと国に要望していくとともに、これまで積み立ててきた特定目的基金の活用や県有財産の売却などあらゆる手段を活用し、歳入確保に努めていきます。

堤委員 あの資料を見れば国の成長率を見て機械的に算出しているのはよく分かります。ただ、今、全国的に言われていることは、ウイルスの新たな株が発見され、第4波が来るのではないかと。そのため、景気後退が非常に大きくなり、成長率は見通しよりかなり下がる危険性がある

わけです。

さきほどそういうことを含め検討されているという話でしたので、ぜひしっかりやっていたきたいし、330億円の財政調整用基金は、我々とすれば何かのためのときに使う分だから、それに四苦八苦して行財政改革で職員の削減とかをするのではなく、330億円については、しっかり行革以外の部分に手を入れていただきたいことを述べて終わります。

原田委員 まず、予算編成は例年以上に難しかったのではないかなと思っています。大変御苦労さまでした。

その中で、歳入全般について2点伺います。

まず1点は、今回、県税収入を前年度比マイナス10.7%と想定されてつくられています。私もどれくらい減っていくのかはとても気になっていて、マイナス10.7%というのは思ったよりもそこまでなかったのかなと思います。というのは、私は別府に住んでいますから、観光産業が主体となりもっと落ち込みはひどくなるのではないかなと思っていました。全国的な様子を新聞報道等で私自身調べましたが、福岡マイナス5.9%、熊本マイナス9.5%、東京マイナス7.3%、沖縄マイナス13.6%、大阪マイナス17.7%になっており、兵庫は大分と同じマイナス10.7%となっていました。これを見たとき、観光産業が主体となっているところは落ち込みがひどくなるかなと思いましたが、大分のマイナス10.7%の算定についてはどう考えるのか。また、この数字が全国的に見てどういう状況なのかをお答えください。

2点目は、臨時財政対策債についてです。今回、発行可能額の増額を国が認めたことから67%増の約332億円となっています。以前からこれは多くの方が感じていますが、国はきちんと後年で交付税措置をしてくれているかという話です。

最近ではトップランナー方式に代表される成果主義的な考えとか、また、財政調整用基金がたくさんあるところという話も聞こえてきますが、これが措置されているのかをぜひお聞き

します。

それに伴い、臨時財政対策債を除く実績残高はこの前の補正を入れて6,326億円になっています。行財政改革推進計画の目標6,500億円は維持していますが、だんだん上限に近づいてきているのではと思いますが、これからの財政運営についてどのように考えているかを伺います。

山口税務課長 私からは1点目の県税収入についてお答えします。

令和3年度の県税収入は1,143億円ということで、令和2年度当初予算1,280億円からマイナス10.7%、額にすると137億円のマイナスを見込んでいますが、税収を見込むにあたり、国の地方財政計画や内閣府の経済見通し、県内経済の動向、県税収入の推移、税制改正の本県への影響額などに鑑みて算定しています。

国の地方財政計画では、令和3年度当初は令和2年度当初に比べてマイナス7.9%となっているので、これと比べると大分県はこれより2.8ポイント下回っていることとなります。さきほども説明があったとおり、昨年5月に発生した県内製油所の火災の影響により原粗油の輸入量が落ち込んでいることなどから、地方消費税貨物割が大きく減収となると見込んでいるためです。この影響を除けば、試算すると国の地方財政計画並みの前年度比マイナス7.8%という数字になるので、全国的なものと考えていいのではないかと思います。

高木財政課長 臨時財政対策債についてお答えします。

臨時財政対策債については、もともと地方交付税として配分されないといけないものが、原資となる国税収入が足りないので、代わりに臨時財政対策債で取りあえず借りるという形で措置したものであり、それを後年度の交付税に算定することで、交付税としてもらう制度になっているので、元利償還金相当額については全額が後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入されています。これについては交付税の資料を作っており、それにもしっかり全額算入してい

るのが確認できています。

ただ、今後も予断を許さないで、一般財源総額、マクロとしての交付税の額をしっかりと確保していくのが一番大事だと思います。

また、原田委員から御指摘のあったトップランナー方式も確かに入っていますが、国もトップランナー方式を使い、地方交付税の圧縮等は行わないと言っていますし、もしそうなった場合は、県もしっかり対応したいと思っています。

また、臨時財政対策債を除く実質的な県債残高については、交付税措置のない県債の発行をできるだけ抑制しながらやった結果、今年度末については、昨年度より32億円減少しています。ただし、令和3年度は喫緊の課題である強靱な県土づくりを加速させるため、県単事業を積極的に活用することとしており、令和3年度末では6,326億円と前年度から64億円増加する見込みです。

今後は、やはり交付税措置率が低い県債発行をできるだけ抑制し、6,500億円以下に抑えていくことが、交付税等の意味合いもありますが、公債費等の減少にもつながっていくと思います。ただ、見通しについては、毎年20億円ほど公債費がどんどん伸びていく状況もあるので、ここはしっかり6,500億円以下の堅持を肝に銘じながら財政運営をしていきたいと思っています。

原田委員 よく分かりました。

そこで、ぜひ和田総務部長にお聞きします。今、臨時財政対策債分はちゃんと全額交付されているという話がありましたが、和田総務部長は総務省で交付税の関係も担当されていました。この考え方、国の現状はどういう状況か、ぜひお伺いします。

和田総務部長 臨時財政対策債については、今、財政課長から答弁しましたが、基準財政需要額の算定方法は、地方交付税法、省令で全額算入となっています。一方で、交付税はミクロの積み上げでマクロを決めているわけではなく、総務省と財務省の折衝でいくらか額を先に決めるので、先に決まった額のうち臨時財政対策債に充てる部分がたくさん出てくると、それ以外

のところは確保できないとしわ寄せで削ることは当然あり得るので、それが恐らく臨時財政対策債は来ているはずなのにほかが全然来っていないという不満になっているだろうと思います。

いずれにしても何が大事かという、財務省との間でしっかり交付税も含めた一般財源総額全体を確保することが何より肝要かなど。臨時財政対策債の分は来ているがそれ以外のところが減っているので、トータルとして交付税をいかに確保するかが一番大きな課題だと思います。

原田委員 よく分かりました。

財務省との折衝の中での数字となるのですが、将来的に総務省に帰られたとき、ぜひ大分のことも御配慮願いたいと思って質問を終わります。

浦野委員 私は、清涼飲料水自動販売機の使用料収入について質問します。予算説明書の81ページです。

清涼飲料水の自動販売機については、事業者からコロナの影響によって、例えば、県立病院の見舞い客の制限とか各種イベントの中止や縮小等の影響で、自動販売機の設置場所によって売上げがかなり大きく落ちていると聞いています。この自動販売機の売上げの状況についてどのように把握されているかが質問の一つ。

もう一つ、自動販売機事業者との契約において、感染症対策による影響についての規定は何かありますか。

石掛県有財産経営室長 清涼飲料水自動販売機の使用料収入についてですが、自動販売機については地方機関も含め全庁分を県有財産経営室が取りまとめて公募しています。

それぞれの貸付契約については、各所属と設置業者の間で行っていますが、売上金額については当室、各所属とも把握していない状況です。また、貸付契約の中で感染症対策による規定はありませんが、貸付料を軽減するためには各所属と設置業者の間で協議が必要となり、今回、関係団体からの要請もあり、当室が各所属に対して統一的な取扱いを示し、休館や休校になった期間の貸付料について還付しました。

浦野委員 私も今回自動販売機の契約について

いろいろ調べてみて、まず、民間の事業者との契約、例えば、民間の商業施設に自動販売機を置いてある場合は、ほとんどが売上げに連動して使用料が決まるような仕組みになっているのが主流です。逆に言うと、売上げが下がれば設置事業者の使用料も下がり、ある程度自動的に調整される仕組みがありますが、行政が管理する施設の場合は、さきほど答弁があったように公募で固定の額で決定される。例えば、売上げが上がれば事業者の利益は増えますが、売上げが下がれば赤字になることもあり得るということですね。一般的に季節的な要因で、例えば、冷夏で飲物の売上げが少なくなって利益が少なくなった。これはある意味、事業者が甘受すべき問題かと思いますが、ただ、ここ1年のコロナの影響というのは、設置場所によってはずっと売上げが下がる要因が続いているのが現状だと思いますし、今後も向こう1年、見通しが立たないのが現状かと思っています。

実は支援策について、例えば、人件費だったら雇用調整助成金が使え、また、場所代については、家賃支援が自動販売機の利用料について使えないかということ調べてみましたが、実際、これは家賃支援には使えない。やはり大きく売上げが減ってしまい、固定の使用料を払っている自動販売機については、使える支援策が極めて少ないのが現状ではないかと思っています。

さきほどの答弁で、休館になったところについては返金されているということですが、例えば、休館とか施設の閉鎖までは至らないが、大きく売上げが減った状況に関して、何か対応を検討されていますか。

石掛県有財産経営室長 自動販売機の貸付料については、委員の御発言のとおり、県においては売上げに連動した形にはなっておらず、算定基準に基づき、それを上回る競争価格で一番高いところに落札者として貸付けを行っています。

今回、休校、閉館したところについても、物理的に自動販売機のところに行けないので、その期間については還付しました。それ以外については、なかなかコロナによる減額の影響がどれくらいあるか把握できないこともあり、どの

程度還付するかも定めることはできないので、一律に閉館、休館のところに還付することで対応しました。今のところ、売上げに応じた還付をすることは考えていない状況です。

浦野委員 休館となった場合だったら使用料が戻ってきて、メンテナンスもしなくていい。逆に言うと、売上げがほとんど上がっていないが自動販売機が動いている場合は、メンテナンスもしなければならないわけですね。その格差が非常に大きいかなと思い一つ問題を提起します。

あと、特にコロナの影響を大きく受けているような場所についてどのような対策をするかはそれからだと思いますが、まず実態をある程度把握されてはどうかと思いますが、いかがですか。

石掛県有財産経営室長 確かに今のところ、売上げの変化は把握していない状況なので、事業者が売上額等についてどういう状況か、話を伺えば、所属等を通じて実態等の把握はしたいと思います。それを受け、どうするかはまた改めて検討したいと思います。

猿渡委員 自動車税に関してですが、障がい者自身が所有する自動車については自動車税の減免を受けられますが、大分県では、基本的に家族所有の自動車については減免が受けられない。18歳以上の身体障がい者の場合、同一世帯の家族所有の場合も減免が受けられないことになっていると思います。

これに関して、家族所有の自動車についても自動車税の減免を受けられるようにしてもらいたい。福岡県では、障がい者と生計を一にする者の自動車も減免できるようになっている。大分県は障がい者と同居家族への支援はされない県なのではないかというメールをいただきました。

この方は、お母さんが障がい者になられ、既に御自身が持っている車で送迎しているわけです。障がいが大きければ大きいほど、障がい者が運転することができなくなることで、障がい者が車屋に行って車両を購入することなどできないのは誰もが容易に理解できることとおっしゃっています。

ましてや、大分県は公共機関の交通が網羅されているわけではなく、息子の所有する自動車に障がいのある同居の母親を送迎することは日常的にあるということで、ぜひ家族所有の分も認めてもらいたいとおっしゃっています。

私の調べた範囲で、埼玉県、群馬県、千葉県、兵庫県なども福岡県と同様に生計を一にする者の自動車の減免もできるようになっています。

18歳以上の身体障がい者と生計を一にする者が所有する車にも減免の対象を広げるべきと考えますが、いかがでしょうか。

山口税務課長 自動車税の身体障がい者減免についてお答えします。

自動車税の身体障がい者減免は、障がい者本人にとって自動車が日常生活に不可欠の生活手段であることから、そのハンデを克服し、社会生活を営むための一助となるように税制上配慮したものです。

また、障がい者本人が自動車を運転することが困難な場合もあるので、障がい者本人の通学、通院、生業のために利用する場合に限り、障がい者本人が所有する自動車であれば、障がい者と生計を一にする方が運転する場合であっても減免を認めています。

本県の身体障がい者減免を受けている自動車のうち、今言った障がい者と生計を一にする方が運転しているものは全体の約3割あり、言うまでもなく、租税の基本原則は公平性ということになるので、障がい者と生計を一にする方が所有する自動車についても減免を行う場合は、やはり他の一般納税者との均衡などを含め、慎重な検討が必要であると考えます。

猿渡委員 障がいを持っている状態で御本人が車を購入される場合には減免の対象になるわけでしょう。運転する方は家族でもいいわけですよ。だけど、メールをいただいた方は、息子さんが既に車を持っていて、日常的に息子さんが使うわけですが、お母さんの送迎にどうしても必要なわけですよ。車がなければ、お母さんとの生活ができない状況にあるわけで、そういうケースも減免を認めている都道府県はたくさんあるので、障がいのある人もない人も心豊

かに暮らせる大分県づくり条例を持っている大分県として、ここの部分にも減免を広げるよう今後ぜひ検討していただきたいと思いますが、もう一回答弁をお願いします。

山口税務課長 繰り返しになりますが、基本的に自動車税は、所有していれば4月1日現在でかかる税金です。

この身体障がい者減免というのは、同居家族への支援が目的ではなく、障がい者本人の自動車税の税負担を軽減することで社会生活を営むことを支援しようと設けられた措置です。当然やっている県もありますが、それだけではなく、さきほど言ったようにそもそも車を所有していればかかる税金なので、一般の納税者との均衡を考えたときにどうなのか、減免を行うことによってどういう効果があるか、減収はどれぐらいになるかとか、そういったところを総合的に情報収集し、慎重に検討すべき課題であると考えます。

猿渡委員 いろいろな面を今言われたように総合的に考えながら、障がい者が家庭にいてフルタイムで働けないとか、いろんな事情もあるかと思うので、ぜひ前向きに考えていただきたいということを重ねて申し上げ、質問を終わります。

三浦委員長 以上で事前通告者の質疑を終了しました。

ほかに御質疑のある方は挙手をお願いします。

衛藤委員 財政収支見直しについて、県税の収入見込みの中で中長期の経済財政に関する試算における成長実現ケースを採用しているとあります。

Webを見てみると、成長実現ケースとベースラインケースの二つが用意されていますが、この中で成長実現ケースを採用された理由を教えてください。

高木財政課長 確かに成長実現ケースとベースラインケースの二つがあります。

成長実現ケースについては、国がデフレの脱却、経済再生という目標に向け、今、いろんな経済対策を取っていますが、そういう政策効果や過去の対策等を踏まえて勘案し、試算したり

ストになっています。

県は、独自で経済成長率を見込むことができないので、基本的には国の方針と同じように、成長実現ケースを活用して機械的に試算しています。

衛藤委員 少し質問にミートしていないような気がします。今、私は、ベースラインケースではなく、成長実現ケースを採用した理由を教えてくださいと質問しました。今の話は、国がそういう成長をさせると言っているから採用したという理由で、ベースラインケースを採用しなかった理由にはなっていないと思います。

過去の名目成長率を見てみると、コロナの影響を除いた——すみません。ちょっと正確ではない部分があるかもしれませんが、暦年のを見ると、2016年1.2%、2017年1.6%、2018年0.6%、コロナ前の2019年でさえ0.9%と、過去の成長実現ケースは全く実現していないという実態がある中、どうして成長実現ケースを取れるのか。

知事も常々、国は国、国が間違ふこともあるし、その中で県は正しいことをしていくんだとおっしゃっている中で、これは理由としては矛盾しているように思います。言っていることとやっていることが違う。ダブルスタンダードなのではないか、都合のいい方だけ採用されているのではないかと疑問を持っています。

改めて伺います。

私は今回のコロナの影響を受け、成長実現ケースの達成は、正直かなり厳しいと思っています。そういった中、ベースラインケースを採用しない理由をしっかりと説明してください。

高木財政課長 成長実現ケースは、確かにかなり厳しいかもしれませんが、県としては国と歩調を合わせ、国が取っている経済対策等もしっかり受け入れながら事業をすることになっています。それは公共事業でもそうですが、国の5か年対策についても、本年度の3月補正予算で昨年度178億円だった3か年対策を今年度3月では360億円と倍増し、しっかり対応しているし、また、コロナ対策についても、国の交付金等を活用しながら、社会経済再活性化の対

策を講じるなど、国全体で取り組むことで成果が現れてくる。

コロナ対策もワクチン接種等においてある程度抑えられれば、今の国の経済成長ケースだと令和3年度中にある程度回復するとなっていますが、しっかり国とも歩調を合わせると、やはりそこを採用するのかなと思います。

ただ、ベースラインケースも仮で試算しています。大きなところは、やはり地方税の伸びで、これがかなり違ってきますが、ただ、地方税が塞がると、さきほどの質問でもあった一般財源総額をしっかりと確保していただければ、国の財源保障機能が働き、地方交付税、若しくは臨時財政対策債である程度確保されていくと見込んでおり、ベースラインケースと成長ラインケースで試算した場合、5年間で34億円ほどの収支差が出てくると見込んでいます。これは1年間に換算すると約6.8億円、7億円を切るぐらいで、もしベースラインケースにとどまった場合はそういうものも勘案しながら、その都度、そのときの実情によって対応していくのかなと思っています。

衛藤委員 やはり実態が今までと違ってきている。今まで成長実現ケースをつくっていながら、これは自民党の私が言うのも非常にあれですが、達成できていないことや、今まで実現できていないことを踏まえれば、やはり私はベースラインケースを採用すべきだと思います。

来年以降も見通しをきちんとしていくと思います。その中できちんと地に足のついた収支見通しをつくっていただくよう要望します。

三浦委員長 ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもって歳入予算関係に対する質疑を終わります。

なお、執行部が入れ替わるので、しばらくそのままお待ちください。

〔総務部退室、各局入室〕

三浦委員長 これより、議会事務局、人事委員

会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、及び会計管理局関係予算の審査に入ります。

なお、これらの事務局関係予算については、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁願います。

それでは、これより質疑に入ります。

事前の通告者が4名います。

それでは、順次指名します。

猿渡委員 労働委員会事務局に質問します。

昨年の決算特別委員会のときの答弁では、雇用労働政策課と共にコロナに関する集中相談会などに取り組んでいるが、直接コロナに関する相談や争議はないと言われました。

その後、コロナに関する取組やコロナの影響を受けた相談や争議などの状況はどうでしょうか。コロナ禍の労働状況の変化をどう感じているか、今後どのように取り組んでいくか、答弁願います。

岡崎調整審査課長 労働委員会は労使紛争の解決、調整を行う機関ですが、紛争の未然防止、労使間の安定を図るため、本県では労働相談を実施し、事案のすくい上げに努めています。

5月、8月の臨時相談会以降、日々の相談業務に加え、定期的に開催している労働相談週間での集中相談や、雇用労働政策課が主催する出張労働相談への参加などにより対応しています。

相談件数は、昨年1月から12月までの間で211件でした。新型コロナ関連の相談は、雇用調整助成金の申請など制度の問合せに関するものが5件ありました。今年は2月末現在で既に69件の相談が寄せられており、経営悪化を理由にした解雇や休業手当の未払など内容もより具体的なものとなっています。

これらの相談に対しては、必要な助言や情報提供を行うほか、自主解決が難しい困難事案については当委員会のあっせん制度を紹介しており、1件があっせん申請につながっています。

なお、労働争議調整事件等は今のところ発生していません。

県内では、コロナの影響による解雇等の見込みの労働者数は554人と比較的抑えられているものの、依然厳しい状況にあると認識しています。

雇用調整助成金の特例措置の縮減など状況変化によっては、集団、個別を問わず、様々な労使紛争が発生することが予想され、円滑、適切に紛争解決に導けるように委員会内においても事例検討を行う等、情報収集、研鑽に努めています。

猿渡委員 労働相談の周知はどのような形で行っていますか。幅広く周知し、気軽に相談できるような取組が今、必要と思いますが、どうですか。

森労働委員会事務局長 一義的には県の広報媒体を使うほかに、求人情報雑誌の裏面に広告を掲載したり、雇用労働政策課が発行する情報誌に毎回労働委員会の案内を掲載するなどしています。

また、関係機関とも情報共有を随時行っており、その際、我々のあっせん等の仕組みについても御理解いただき、活用に結び付けるような取組を行っています。

猿渡委員 求人情報誌など効果的かと思います。若い方にはSNSとかホームページ等、ネットを通じてのPRも有効かと思うので、今後ともお願いしたいと思いますが、どうですか。

森労働委員会事務局長 現在、県の広報媒体もSNSになっていますが、今いただいた御意見を参考にまた検討します。

守永委員 人事委員会事務局の予算概要3ページに任用関係事業費について記載がありますが、職員の募集、試験案内関係について、この事業で賄われているようですが、優秀な人材を受け入れるためには様々なところに呼びかけ、多くの方に受験していただくことが大事だと思います。

具体的にどのような取組をされてきたのか、また今後、令和3年度ではどのように取組をされるのか伺います。

藤原人事委員会事務局長 近年、受験者が減少している中でもあるので、委員が言われるとお

り、様々なところでの呼びかけが大変重要だと認識しています。

受験申込みの際のアンケートの複数回答の結果によると、受験者がどこから情報を入手しているかについては、県のホームページを含むインターネットで70%強、次に大学等での就職説明会が36%、県の職員採用ガイダンスと職員募集案内がそれぞれ30%、県及び市町村の広報媒体で20%弱となっています。例年、このようなところに重点的に力を入れています。

実績を見ると、コロナ前に大学等での説明会を24回行い、360人の参加、県のガイダンスを3月、6月、12月の年3回開催し、650人の参加がありました。今年はほとんどオンラインに移行しました。

また、民間企業の採用活動の活発化、早期化に対応するため、令和2年度に新設した上級試験特別枠では、大手就職サイトと連携した学生へのダイレクトメールが功を奏し、競争倍率が1.8倍となりました。

さらに、実際に現場を見せることで、県の土木職の魅力を知ってもらうバスツアーを初めて開催しました。加えて、福岡市の新拠点d o t .

(ドット)で少人数による情報トークを新たに実施しています。そのほか多くの学生が利用するSNSも積極的に活用し、フェイスブックのフォロワー数は現在404人、LINE登録者数889人となっており、引き続き、各任命権者と連携し、多くの受験者確保に努めていきたいと考えています。

守永委員 アンケート結果でホームページ等を参考にされた方が70%ということで、それぞれどういうところにアプローチしているのか様子が分かりました。

また、d o t .、特に福岡にいる方を大分に引き戻すという表現がいいかどうか分かりませんが、大分県を受験してもらおうということで活用していただければ、そこに拠点を置いた成果もあるのかなと感じました。

いずれにしても、様々なツールがあります。ただ、そのツールで大分県を知ってもらい、そこでやりがい、働きがいを感じてもらおうと

いうことをどのように伝えるかが大事だろうと思うので、その辺は若い方もいろんな意見交換をしながら、特に採用1年目の方とかはまだ生々しい感覚を持っているはずなので、そういったことも参考にして、積極的に多くの方々が大分県を目指していただけるよう頑張ってください。

森委員 議会事務局に伺います。予算概要の議会運営費に関してです。

議会の政策議論をより深めるため、リモートでの調査活動等がコロナ等の影響もあり、昨年来行われています。

その中で、参考人招致などで議論を深め、また、各振興局とリモートでつないでという工夫もしながら行ってきましたが、議会棟、この本会議場、また、委員会室を含め、ネットワーク環境や音響設備に関して十分に整っているとは言えないのではないかなと感じています。また、予算も前年と同じぐらいですので、この予算の中で対応していただきたいと思いますが、十分でない部分については新たに予算化が必要ではないかと考えますが、それについて伺います。

田北総務課長 議場などの整備状況についてお答えします。

まず、音響設備については、議場内の音が聞き取りづらいなどの御意見をいただいたので、2月に専門業者による調整を行いました。

ネットワーク環境整備については、平成30年の政策検討協議会の報告を踏まえ、ICT活用の取組の中で検討を進めています。その中で、3月より試験的に情報提供アプリWowTalkの活用を始めたところです。

また、業務の効率化につながる次のステップとして、県の電子県庁推進本部の検討状況も考慮しながら、さらなる情報通信機器の整備とともに、ネットワークの環境も整えていきたいと考えています。また、予算についてももしっかり確保していきます。

森委員 政府も、自治体のデジタルトランスフォーメーション推進計画を昨年12月に策定し、それに伴い各都道府県もデジタルトランスフォーメーションについての取組を行っていると思

います。当然議会に関しても、今後取組をお願いします。

玉田委員 人事委員会関係で予算概要3ページ、任用関係事業費について伺います。

視覚に障がいを持つ方のこれまでの応募実績が分かれば教えてください。

藤原人事委員会事務局長 視覚に障がいのある方の受験についてですが、まず、点字による受験を可能としている試験区分ですが、例年10月に行う障がい者を対象とした職員採用選考における一般事務及び教育事務並びに例年6月に行う上級試験の行政及び教育事務において実施しています。

また、拡大文字を希望する方については、障がい者を対象とした職員採用選考及び上級試験において、通常試験問題の文字サイズは12ポイントで提供していますが、これを14ポイントまで拡大して対応しています。ほかにも、ルーペや電気スタンドなどの持込みにも対応しています。

これまでの受験実績についてですが、点字受験者が1人、また、拡大文字やルーペ、電気スタンドの持込みによる受験者は8人となっています。

玉田委員 拡大の方は100人ということですかね。少し最後が聞き取りづらかったですが、それはまた後で教えてください。

募集要項をどう配布されているか——配布していると言ったらおかしいですが、もっと言うと、どういう募集の仕方をしているか、具体的に話せる範囲があれば教えてください。というのも、さきほど局長から、近年の受験者にアンケート調査をしたら、70%の人がインターネットのサイトで見たなど、晴眼者にとってはいろんなアプローチの仕方があるのですが、障がいを持った方については、大分県の採用試験がいつあって、こんなことがあるというのをどういうルートで、どんな形で伝えているか教えてください。

藤原人事委員会事務局長 まず、さきほどお聞きづらかったと思いますが、拡大文字やルーペ、電気スタンドの持込みによる受験者は8人です。

受験案内の配布、周知の仕方ですが、メインはホームページによるものを、基本的には競争試験、選考試験ともに考えています。それ以外では市町村の窓口とか、県の広報媒体を通じたラジオ、テレビ、新聞、市町村の広報紙、あらゆるものを通じて受験案内の周知をしています。

玉田委員 募集案内が411万1千円ということですが、どういう形でやったらいろんな方に情報が行くのかということもこれから検討いただき、進めていただければと思います。どうかよろしくお願いします。

三浦委員長 以上で事前通告者の質疑を終了しました。

ほかに御質疑のある方は挙手をお願いします。

堤委員 人事委員会の関係で、人事委員会勧告のことを聞きます。

職員給与等実態調査を1年間やり、賞与とか給与の支給状況等を調査しましたね。142事業所を調査していると出ていますが、対面での聞き取りか、文書なのか、そういう調査手法です。

あと、50人未満の事業所は完了率の計算から除外していますが、50人未満を除外する理由は何か。

最後は、当然人事委員会勧告ですから人事委員会で審議されると思いますが、どういった意見が出ているか、直近のが分かれば教えてください。

藤原人事委員会事務局長 まず、制度の仕組みですが、人事委員会勧告の民間実態調査の制度設計については人事院が行っています。実施については全国の人事委員会と共同で行っていますが、その中で県職員の給与条件を適正なものにしていく中で、どういった規模の民間事業所で調査を行うかについては、県職員の役職段階とほぼ同等であることから、企業規模、事業者数ともに50人以上の事業所が選定されているということです。その上で、調査については職員が聞き取り調査を行っています。

堤委員 人事委員会で勧告を出すとき、いろいろ会合を持つじゃないですか。その中で、勧告に対し、どういった意見があるか、それとも意

見がなく、調査した結果こうですよというのがそのまま認められているのか、議論した経過はどういう状況かを伺います。

藤原人事委員会事務局長 民間実態調査の結果を事務局の職員が毎年度、特徴のある部分について人事委員会に報告し、委員会からいろんな質問を受けながら、事務局の職員と議論した上で、最終的には勧告という形で毎年出しています。具体的にどういった質問があるかということに関しては、景気動向を反映した民間の調査結果に今年どういった特徴があるかといった御意見を時々委員から受けます。

堤委員 役職段階で50人以上が選定されているような話でしたが、なぜ50人未満を外したのか、具体的理由はちょっと分かりにくいですね。当然県職員の給与ですから、全体を見て計算して決めるわけでしょう。だから、50人未満であったとしても、当然そこで働く従業員の方々もおられるわけでしょう。そういうところをなぜ外すのかいまよく分かりません。それをもう少し聞かせてください。

もう一個気になるのは、聞き取り調査ということですが、書面上で記入していくのか、それともどういう形で聞き取りをするのか。形式が何か決まっていて、これをチェックしながら、この部分の給与は4月の支給がいくら、手取りがいくら、扶養がどうだとか、そういう具体的な調査項目の中から聞き取りをしたのをまとめて、全体で比率を出してやるのか、そこら辺が分かりにくかったからもう一回お願いします。

藤原人事委員会事務局長 聞き取り調査の内容ですが、県職員とほぼ同等の役職を有するポストにある人の給与について、4月分の月例給の支払がどうなっているかということに関して聞き取りで調査を行うということです。

もう1点、50人未満のことですが、50人以上の企業であれば公務員と同等の役職段階があり、比較可能であるという考え方が人事院で示されていることによるものです。

堤委員 簡単に言えば、50人未満は結局、県職員と同等ではないということですね。

藤原人事委員会事務局長 いろんな事業規模が

ある中で、県職員の給与を比較する組織として、事業所の人数が50人以上の企業であれば比較可能なところであるという考え方です。

小嶋委員 さきほど森委員から発言があった議会事務局について、1点だけ。

今年の予算執行には多分ならないと思いますが、委員会室の設備の充実と言うか、それぞれ発言するときにマイクを持ち回りでやっています。口に付けて発言する方もいらっしゃるし、その後、今の状況では消毒もできるわけではないですね。ですから、コロナ禍の中でそういうやり方でいいのかどうか、私も疑問に思っていたので、せめて委員会室の委員のデスクにマイクをつけるとかの検討を始められたらいいかなということが一つ。

それから、第3委員会室などでちょっと大きめの講演会などをするとき、ワイヤレスマイクはチャンネル数が少ないので、意見を言うときにジージーいって、切って切ってみたいなのがよくあるので、せめてワイヤレスマイクも多チャンネルのものに切り替えていく工夫は最低限必要かと思いますが、いかがですか。

田北総務課長 委員会室の状況については、私も承知しています。

今、小嶋委員が言われた委員の固定マイクですが、そういうものも検討していきます。

そして、確かに今、第3委員会室においては、チャンネルの関係でハウリングする状況はあります。それは、次年度の予算の中である程度の整備をしていきます。

どちらにしても、委員会室も含めて環境整備は必要だと思いますので、そこはしっかり検討と整備をしていきます。

小嶋委員 議会が開催されるのは年間4回で委員会室を使う機会は少ないので、コストパフォーマンスという意味では非効率かもしれませんが、他の会議で使うときでも活用できるのではないかと思うので、ぜひ積極的に検討いただき、コロナ禍での委員会の開き方が物理的にどうあるべきか、ぜひ御検討いただければありがたいと思います。

井上（伸）委員 コロナ禍の中で一般財源をど

うやって削減するかですが、そういった中において、用品購入費についてお聞きします。18億4,700万円で昨年度より6,700万円増えている。この内容について、どうしてこんなに増えたのか。

それから、購入する場合、振興局においては、地元の品を購入してほしいという思いがあります。大分市で買うことが悪いというわけではないですが、やはり地方を活性化するため、少しでも地元で買ってほしいという意見があるので、その辺も含め、説明してください。

中村用度管財課長 ただいまの御質問にお答えします。

まず、一つ目の6,700万円の増額は、用度管財課が実質お金を持っているわけではなく、各部局から来年何を買いたいかを聞き、予算を立てています。その中で、来年は新規事業として教育委員会で特別支援学校の再編事業などがあります。そういう事業とか、試験研究機関で去年より少し多めに機械を買うということが積み重なり、6,700万円の増額となっています。

また、二つ目の地域で物を買うということについてですが、今、本庁では3万円以上は用度管財課が調達して買っています。ただ、大分市内以外、つまり、日田とかでは、50万円以内は地域で買えるようになっています。用度管財課で調達しているのが、そういうところでは50万円以上となっています。

井上（伸）委員 分かりましたが、とにかくこういった調達も、向こうから言うからどうのこうのというのは分かりませんが、言うからそれだけの予算を付けたというのではなく、もう少し精査し、本当に必要なのかを、用度管財課の立場として考えてほしいと思います。

さきほど言ったように、コロナ禍で非常に厳しいときだからこそ、節約しながらコロナ対策に充てることも必要ではないかと思うので、あえて申しました。

太田委員 議会事務局にお尋ねしますが、予算書を見ると行政のデジタル化ということで、これからの議会のデジタル化の予算をどう見てい

るのか、お尋ねします。

田北総務課長 議会の全体のデジタル化ですが、さきほど申したように、いろんな環境整備が必要になってくると思います。具体的に言えば、タブレットもそうですし、ネットワークの環境整備等も必要になってくると思います。

平成30年に政策検討協議会で検討した中で、ある程度の方向性を示していただいたので、それを今度また議員の皆さんと一緒に議論しながら、効率、効果的な整備をしていく必要があると思います。

そこで、当然必要な予算については、財政課等と協議し、しっかり予算化していきたいと考えています。

三浦委員長 ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもって議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局及び会計管理局関係予算に対する質疑を終わります。

暫時休憩します。

午前11時20分休憩

午後 1時00分再開

三浦委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより総務部関係予算の審査に入ります。

説明は、主要な事業及び新規事業に限り、簡潔かつ明瞭にお願いします。

それでは、総務部関係予算について、執行部の説明を求めます。

和田総務部長 それでは、令和3年度当初予算のうち、総務部関係の歳出予算について御説明します。

お手元の令和3年度総務部予算概要の1ページをお開きください。総務部当初予算（一般会計）の概要についてです。

左側のI予算のポイントを御覧ください。

総務部では、昨年度に策定した行財政改革推進計画を着実に実行していくとともに、次世代の社会の姿を見据えた安定した財政基盤の構築とスマートな行政運営に向けたデジタル化を強力に進めていきます。

具体的には、行政手続の電子化を加速させるため、各業務プロセスの見直しを進めるとともに、電子申請及びマイナンバーカードの普及促進を図ります。

また、社会資本・公共施設の適正管理、財政資源と職員人材の活用などにより、行財政改革を着実に推進します。

次に、3枚おめくりいただき、2ページをお開きください。令和3年度の一般会計予算案の総額は、上の表の左から2列目の予算額（A）欄、上から三つ目の総務部の計にあるように1,559億616万3千円です。

これを令和2年度当初予算額と比較すると、右端の前年度対比欄の上から三つ目にあるように64億4,852万8千円、率にして4%の減となります。これは、新型コロナウイルスの影響等により、税収が減収したことに伴う地方消費税清算金等の減によるものです。

それでは、主な事業について御説明します。

11ページをお開きください。事業名欄の下から二つ目、行政手続電子化加速事業費1,641万8千円は、県民の利便性向上及び行政運営の効率化を図るため、行政手続の電子化を推進するとともに、電子申請の利用促進を図るものです。

具体的には、業務プロセスの見直しを行うアドバイザーを配置し、行政手続の電子化を加速させるとともに、大分県電子申請システムや市町村の子育てワンストップサービス等を利用された方を対象とした電子申請利用促進キャンペーンを実施します。

次に、17ページをお開きください。県有施設等災害時緊急対応事業費2億5千万円は、台風や豪雨等の大規模災害発生時に対応するため、県有施設等の緊急的な復旧に要する経費をあらかじめ確保するものです。

次に、34ページをお開きください。事業名欄の一番上、公債管理特別会計繰出金618億9,454万6千円は、県債を償還するため、通常債分の元金相当額を公債管理特別会計へ繰り出すものです。臨時財政対策債の償還の増等により、前年度と比べて約7億円の増となって

います。

その下の減債基金積立金92億4千万円は、10年満期一括償還方式で発行している全国型市場公募債について、その償還の平準化を図るため、借換債を発行し、通算30年での償還としていることから、毎年度発行済額の3.3%相当を満期に備えて積み立てておくものです。

次に、35ページを御覧ください。事業名欄の上から二つ目、公債管理特別会計繰出金61億6,434万8千円は、さきほどの元金と同様に通常債分の利子を特別会計へ繰り出すものです。借入金利の低減などにより、前年度と比べて約8億円の減となっています。

次に、37ページをお開きください。事業名欄の財政調整基金積立金から県有施設整備等基金積立金までは、それぞれの基金の運用利息を積み立てるものですが、四つの基金を合わせた積立金の総額は、一番下の目の計にあるとおり2億7,802万7千円となっています。

次に、40ページをお開きください。表の左端の区分の欄の上から二つ目の事業費のうち、左から二つ目の目名欄の上から三つ目、地方消費税清算金から一番下の利子割精算金までは、それぞれ税収に応じて、清算のため他の都道府県へ支出するもの及び市町村へ交付金として交付するものです。

次に、43ページをお開きください。事業名欄の上から二つ目、県税徴収事務費です。

右端の事業概要の欄を御覧ください。主なものを御説明します。

上から二つ目の二重マル、県民税徴収交付金16億8,024万5千円は、個人県民税を賦課徴収する市町村に対し、徴収取扱費を交付するものです。

また、その二つ下の二重マル、自動車税徴収強化対策事業費1,364万円は、自動車税種別割の納期内納付の促進に係る広報活動等に要する経費です。

なお、令和2年度の自動車税種別割の納期内納付率は、前年度から4.0ポイント上昇し、82.5%となりました。引き続き納税手段の多様化等を進めることにより、納期内納付率の

一層の向上を図っていきます。

次に、60ページをお開きください。スマート自治体転換推進事業費1,206万9千円は、人口減少や少子高齢化の進展に伴う市町村行財政の構造的課題に対応し、持続可能な行財政基盤の構築を図るため、市町村のICT活用等を推進するとともに、公営企業の経営健全化に対する支援として大分県水道広域化推進プラン（仮称）の策定に向けた広域連携シミュレーションを実施します。また、市町村職員実務研修制度等を通じて、地方創生を担う職員の人材育成を支援します。

以上で、総務部関係の歳出予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

三浦委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁願います。

事前の通告者が6名います。

それでは、順次指名します。

堤委員 まず、予算概要の11ページの行政手続電子化加速事業費です。

マイナンバーにひも付けられているものは、所得税、住民税、年金、健康保険、雇用保険などの情報ですね。さきほど説明があったように、個人にとって利便性がある、また、行政にとっても簡単になってくるような説明がありました。具体的にどのように利便性が上がるのかということが一つ。

あと、マイナンバーカードは、なかなか普及していませんが、行政機関そのものはマイナンバーを持っているので、他の行政機関が保有する同一人物の個人情報を引き出して名寄せすることができる。対象とする人物に関する様々なデータを名寄せすることで、その人物像を仮想的に作り出すことが可能となる。その人物の将来予測とかリスク評価も可能となり、対象者を特定の基準に従って評価したり、分類や選別、等級化などを行い、特定の目的に沿って対象者への働きかけや干渉、誘導、制限、排除、優遇

などを行う可能性がこのマイナンバーにはありますね。

そういう点からすると、プライバシー侵害という基本的人権の侵害につながるのではないかと。最近では、中国がこういうものを活用して人物を特定するような状況が大きく報道されていますが、そこら辺の基本的人権の関係ではどうなのかということ。

二つ目に、予算概要の27ページ、職員厚生費です。

健康診断とか心の健康事業など職員の厚生などの予算となっていますが、平成22年から令和元年までで122人、実質98人の定数が削減されていますが、病気休職者の推移は平成29年で26人、30年で30人、自殺者も40歳代と20歳代で2人となっていますね。

超過勤務時間も増えており、職員の健康管理について、体と精神の管理、職場環境の変化、上下関係の状況などの原因があつて、付いていけなくなってしまっているのではないかと思います。そこら辺の因果関係等についてどう考えていますか。

最後に43ページ、税務課、県税徴収事務費、これは毎回聞いていますが、換価の猶予制度で職権と申請についての今年度の実績はどうか、数字はゆっくり言ってください。

岩尾行政企画課長 まず、私から行政手続電子化加速事業費についてお答えします。

まず、マイナンバーカードの意義ですが、マイナンバーカードは行政手続のオンライン申請やその手続にあたり、添付書類を取り寄せる手間の省略化等、住民の利便性を高めるためにあると認識しています。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う特別定額給付金のオンライン申請の際は、パスワードを忘れた住民が窓口に殺到する等の課題も生じましたが、その反省も踏まえ、今後ますます利便性が高まっていくと思います。

今月からは、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになったのを皮切りに、運転免許証との一体化や、相続、災害時の迅速な給付等、生活に密着した様々な場面での利活

用が予定されています。

そういった中、本事業を通じ、マイナンバーカードの普及に弾みをつけ、県民の利便性向上を図っていきたいと考えています。

もう一つ、プライバシーや基本的人権侵害の危惧について、マイナンバーカードは、制度面及びシステム面から二重三重のセキュリティ対策が講じられています。

まず、そもそもマイナンバーカード自体には、税や年金、預金残高等のプライバシー性の高い個人情報記録されていません。それぞれの行政機関での分散管理が徹底しており、他の行政機関の職員がアクセスできない仕組みとなっています。

仮に法令に基づき情報連携を行う場合であっても、照会にはマイナンバーそのものを利用するのではなく、その都度、別の符号を用いることとしており、マイナンバーと情報アクセスの手続は完全に分離されています。

また、職員がマイナンバーを使う際は、パスワードと生体認証によるアクセス制限が課されており、担当者以外が情報を取り出すことができないようになっています。

これらの対策に加え、職員の個人情報保護制度に対する理解やセキュリティ意識の向上を図るため、毎年、初任者、担当者、監督者それぞれに対する職員研修を行うとともに、個人情報を扱う全所属に対する内部監査も行っています。

プライバシーや人権侵害を招かないよう、今後も情報セキュリティの徹底を図っていきたいと考えています。

渡辺人事課長 それでは、職員の健康管理について御説明します。

職員の健康管理対策については、生活習慣病やメンタルヘルスの改善を主な課題に掲げ、職員一人一人の健康意識の向上とセルフケア力の強化、職場における支援、人事課保健師等によるケア充実の三つの視点で事業を展開しています。

委員の御指摘のとおり、職員が病気休職に至る原因は単一ではなく、いろいろな要因が重なり合い、その結果、病気休職に至るものと思っ

ています。そのため、個別に丁寧できめ細かな対応が必要と考えており、人事課として予防策を取ってきています。

特に病気休職者の約9割を占める精神疾患については、平成29年度からストレスチェックを年2回に増やし、職員自身の気づきを促すとともに、高ストレスの結果が出た職員には人事課保健師が声かけをし、必要に応じ各種相談等に結び付けています。

相談窓口としては、保健師だけではなく、精神科医、臨床心理士による専門的な相談や、管理職経験のある県OBの特別相談員による巡回相談等を行い、心身の不調者の早期発見、早期対応に努めています。

このほか、時間外勤務が45時間を超える長時間勤務者については、産業医が所属長に適切な措置を講ずるように指導するとともに、80時間を超える長時間勤務者には産業医が直接本人に健康状態の確認と助言を行っています。

このような取組により、精神疾患による病気休職者数は平成30年度の27人をピークに令和元年度は17人、令和2年度は少し増えましたが、2月末現在で19人と30年度よりは減少している状況にあります。

一方、職員定数の話がありました。職員定数については、公務能率の向上と総人件費の抑制を念頭に業務量を十分勘案し、選択と集中により実態に応じた定数配分に努めています。

平成24年度以降については、計画的な定数削減は行わず、例えば、児童相談所の体制強化のように情勢に応じて定数増による対応も行っています。

今後も状況に応じた柔軟な定数配分に努めるとともに、職員一人一人が心身ともに健康で働き続けられるよう職員の健康管理対策を推進していきたいと思います。

山口税務課長 私からは、換価の猶予制度の2020年度の実績についてお答えします。

2月末時点で職権によるものが5件、申請によるものが15件、合わせて20件となっています。

堤委員 マイナンバーについては、県ではなく

ても、国が集中的に利用者情報をひも付けすることは可能なわけですね。そこを非常に危惧します。確かに12桁の番号は他人が拾っても分かりません。そうではなく、国がそういう情報をつかんでしまうのを私とすれば危惧するわけです。しかし、そういうものをストップする部分はないわけです。そういう危惧をどう払拭するか教えてください。

それと、職員の関係はよく分かりました。大変頑張っていると思いますが、所属長とか上司の方々が現場の職員の状況を管理するにあたって、職員の病気に対する認識を正しく持つべきだろうと。そこら辺の研修もしていると思いますが、それについて教えてください。

それと、換価の猶予制度の申請が非常に増えましたね。この増えた理由を教えてください。
岩尾行政企画課長 マイナンバーに対する危惧の払拭ということですが、システム面で分散管理、情報連携でマイナンバーそのものを利用しない、アクセス制限、生体認証を使ってアクセス、そういうシステムのなものを使えば、名寄せ自体はできないと理解しています。利用する側の職員の意識付けも非常に大事だと思うので、そこについてはしっかり対策を講じていきたいと思っています。

渡辺人事課長 所属の上司による健康管理の意識付けというか、研修という部分ですが、さきほど言ったラインケアという部分で対応しています。まず、所属長を補佐する統括推進員を対象としたメンタルヘルスマネージャー研修を行っており、この中でメンタルヘルスの基礎知識とか、具体的な事例検討を行い、メンタル不調に陥った部下にどう対応するか具体的に習得する研修を行っています。

また、職員に一番近い上司となる班総括を対象としてメンタルヘルスサポート実践力向上研修を行っています。メンタル不調によって職場不適応等になった職員に適切に対応できるような研修をしており、早期に不調等があった場合、人事課保健師につないでもらうことも周知しています。

山口税務課長 換価の猶予申請件数が増えた理

由ですが、昨年の春に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けた税制上の措置として徴収猶予の特例制度ができました。期間が限られているので、とにかく周知を緊急にしてくれということで、国、地方をあげ、いろんな媒体を使ってやりました。県もチラシを作り、チラシの中には特例猶予の説明だけではなくて、特例猶予の要件に該当しなくても既存の猶予制度を受けられる場合があるということで、制度の違いをまとめた表も付けました。もし特例猶予が適用にならない場合は既存の換価の猶予申請を希望しますという意思表示をする欄もあり、納税者の置かれた状況に合わせ、柔軟に対応した結果ではないかと思っています。

猿渡委員 私は、コロナの関係で大変御苦労されている職員の皆さんにまず感謝したいと思います。保健所の体制強化を求めてきましたが、この4月からの保健所の体制がどのようになるのか。職員が増えると聞きますが、具体的にどこがどのように何人増えるか、中身を教えてください。

それと、県職員の長時間労働、時間外勤務の状況をどのように把握されているか。パソコン管理だけではなく、パソコンの仕事は終わりましたが、その後の仕事もいろいろあるかと思いますが、その辺も把握されているか、その対策についてどのように考えているか、教えてください。

渡辺人事課長 まず、保健所の増員についてです。

経過から説明しますが、昨年から新型コロナウイルスが続いて1年以上になり、これまで確認された感染者は1,300人近く、特に昨年11月からの第3波だけで1,100人と。この対応が長期化、増大化することで、最前線で対応する保健所職員の負担が非常に大きくなってきています。それは委員の言われたとおりです。

今年度については、そういう急激な業務量の増加に対応するため、5月以降、近隣の振興局、土木事務所等の事務職員を1人から2人、各保健所、保健部に兼任という形で発令を行い、検査情報、患者情報の入力、検体搬送や感染者の

移送といった支援にあたってもらっています。

また、管内でクラスターの発生や感染者が頻発した保健所において、保健師が行う検体採取とか、濃厚接触者への健康調査については、教育庁、警察本部も含み、県職員の保健師全員でローテーションを組んであたってきました。

現状、4月以降も引き続き対応が必要という状況ですが、ただ、この兼務体制を続けるのもなかなか難しいところです。そこで、令和3年度は、これまでの兼務体制に代えて、6保健所3保健部に各1人ずつ、計9人の事務職員を配置します。また、基幹保健所である東部、豊肥、西部、北部の四つの保健所に各1人ずつ、計4人の保健師の増員を行うことにしています。これでより安定して対応できる体制を整えます。

あわせて、組織変更もあり、新型コロナウイルス等の感染症窓口を県民に分かりやすく表示するため、各保健所の疾病対策班を疾病・感染症対策班に改称して分かりやすくし、引き続きしっかり新型コロナウイルス感染症への対応にあたっていきたいと思います。

もう1点、県職員の長時間労働についてです。

令和3年1月末時点における職員1人当たりの時間外勤務の時間数は月平均15.9時間で、昨年度15.1時間と比べると0.8時間の増となっています。

このうち、長時間勤務者である月100時間、又は2から6か月の月平均が80時間を超える職員は、今年度は令和3年1月末時点で延べ291人で、昨年度が127人でしたので、もう既にこれを大きく超える状況となっています。これは年度最初から新型コロナウイルス感染症対応や7月豪雨災害への対応など、危機管理対応が重なったことによるものです。

このような長時間勤務への対策として、さきほど委員が言われた勤務時間管理システムだけでなく、所属長が直接職員と会話をし、どういう仕事をしているかをしっかりと聞き取りし、職員の勤務時間を客観的に把握し、特定の職員に業務が偏らないように業務の平準化を行うようにしていますが、これが所属内での業務分担とか人員配置だけで難しければ、部局内、ある

いは全庁的な人事配置によってフォローするという柔軟な対応もしています。

あわせて、事業のスクラップ・アンド・ビルドやICTの活用で業務の効率化を図り、業務量を減らしていこうとしています。

また、長時間勤務となってしまった職員の健康面のケアとして、時間外勤務が45時間を超える職員は、産業医が所属長に適切な措置を講ずるように指導するとともに、80時間を超える職員に対しては、産業医が本人に健康状態の確認と助言を行い、必要と判断した場合は相談につなげるといったことを行っています。

引き続き、人的な手配や業務効率化を進めることで長時間勤務を減らすよう努めるとともに、また、長時間勤務になった場合でも職員へのケアをしっかりと行っていきたいと思います。

三浦委員長 執行部の皆さんにお願いします。

答弁は簡潔をお願いします。

猿渡委員 具体的に説明いただきありがとうございます。

保健所の職員増は大変ありがたいし、ワクチン接種の業務もある中で当然必要なことだと思います。

この定数13人というのは、定員増ということでもいいでしょうか。他の部署を減らしてということではないのかということを知りたいのと、あと長時間労働については、さきほど言われた数字はパソコン上の数字ということでもいいのか。やはりコロナ対応だとか災害対応とかで、本当に長時間、年末年始もなくという状況もあったと思います。長い人でどのくらいの長時間労働をしているのか、実態が分かれば教えてください。

渡辺人事課長 まず、定数の増員についての御質問ですが、今回の保健所の増員は定数増により対応しようと考えています。

そして、長時間勤務の中でさきほど申した数字は、パソコン上といっても、勤務時間管理システムは事前命令、事後確認という時間外勤務の基本的な考え方を補足するためのシステムだと思っていますので、所属長や班総括がパソコンの時間を基に職員へ確認した上で計上した時

間になっています。

そして、コロナの関係で一番長かった職員は月156時間となっています。

猿渡委員 委員長、長時間勤務一覧の資料をいただきたいと思います。後でよろしくお願ひします。

三浦委員長 ただいま猿渡委員から長時間労働に関する資料提出の要求がありました。

お諮りします。資料を委員会として要求することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

三浦委員長 御異議がないので、資料を要求することに決定しました。執行部の皆さん、よろしくお願ひします。

守永委員 大きく2点ほど質問します。

一つが総務部予算概要の11ページ、行政手続電子化加速事業費についてです。

若干、堤委員の質問と重なりますが、県民の利便性向上と行政運営の効率化を図る目的で事業が組み込まれていますが、国でもデジタル庁ができ、デジタル化に積極的に進んでいくようですが、これまでとどのように取組が変わろうとしているか教えてください。県として進める上で、どのようなことが課題となっていて、それらの課題にどう取り組むか教えてください。

また、BPRアドバイザーについては、専門人材の確保は見通しがあるか、話せる状況であれば教えてください。

もう一つ、2点目は予算概要書25ページの給与費についてです。

超過勤務手当等として15億1,536万円を計上していますが、計上の仕方として実績を踏まえての計上なのか、他に配慮している要素があるか教えてください。

岩尾行政企画課長 まず、私から行政手続電子化加速事業費についてお答えします。

まず1点目、行政デジタル化にあたって、これまでの取組との違いについて、さきほども答弁しましたが、今回のコロナ対応では我が国の行政デジタル化の遅れが明らかになったところですが、その大きな要因として、国ベースですが、各省庁がそれぞれ別々にデジタル化を推進

してきたこと、行政システムの運用を例にしても、ばらばらに開発してきた結果、情報連携や横断的なデータ活用が十分にできなかった経緯があります。

それを踏まえ、国ではデジタル社会の形成に関する司令塔として、強力な総合調整機能を有するデジタル庁を設置し、行政デジタル化の抜本的強化を図ろうとしています。

この件については、本県でも似たようなところがあり、国の動きに合わせ、令和3年度組織改正において総務部に電子自治体推進室を設け、各部局の行政デジタル化の相互調整を担い、全庁をしっかりと動かしていく体制を整えていきます。

2点目、行政デジタル化の課題についてですが、大きく2点考えています。

まず、1点目の課題は県民目線でのデジタル化を推進していくということです。

今年度から年間申請件数100件以上の383の行政手続について重点的に電子化を進めており、ひとまず今年度については、比較的移行しやすい80手続の電子化を実現する予定です。

来年度以降は、多くの添付書類を求めている手続や手数料の徴収が必要な手続など、電子化にあたり大幅なBPRを行うものが残されているので、その検討にあたっては、業務の効率化はもちろん、利用者目線に立った使い勝手のよいデジタル化を図っていきたいと思います。

2点目の課題は、市町村と一体となったデジタル化の推進です。

行政デジタル化にあたり、住所変更や福祉関係手続など県民にとって身近でメリットを感じられる市町村手続のデジタル化が不可欠であり、その推進に向け、必要な助言や協力を積極的に行っていきたいと考えています。

行政手続電子化加速事業における電子申請利用促進キャンペーンでも市町村の行政手続を対象に加え、役割分担をしながら一体となって事業展開することを想定しています。

続いて、BPRアドバイザーの確保について、このアドバイザーについては、自治体の行政事務とICTの知識双方にたけた民間での経験が

豊富な人材が必要と考えます。議会からこの予算の御承認をいただけたら、すぐ採用手続ができるよう確保の見通しを現時点で立てています。

渡辺人事課長 それでは、超過勤務手当の計上についてお答えします。

予算概要書25ページの給与費における15億1,536万円には、超過勤務手当だけではなく、人事課職員の期末勤勉手当等が含まれており、超過勤務手当だけでは14億2,069万円です。

この額については、平成26年度に過去の実績や職員数、給与単価の増減、縮減努力を勘案して決定しており、その後は毎年ほぼ同額を計上しています。その上で、スクラップ・アンド・ビルド等による業務の効率化や、事前命令、事後確認の徹底により時間外勤務の適正管理に努めながら、執行見込額が当初予算を超えると見込まれる場合には適宜補正を行っています。

守永委員 非常に分かりやすい説明で助かりました。

行政手続の分については、それぞれの部局で扱っているシステムそのものが共通していないということで、なかなか統合できないという難点をクリアしていくことが一つあるだろうと思いますが、さきほど堤委員の質疑の中でもあったように、そういうバリアが払われる中で、どこにいても統一的にその情報を入手できるハードルが低くなる点もあることを考えれば、安全対策、セキュリティの面をぜひ注意していただきたいと考えます。

それと、システムが新しくなるとき、そのシステムに慣れていない方はどうしてもミスをしてしまいますし、様々な業務がそのシステムで一遍に大量に処理されることは業務の効率化の上では非常にいいことですが、ミスをきちんと見つけられるシステムの構築をお願いします。

みずほ銀行のシステムが改修のたびにトラブルが発生するといったこともあるので、そういったチェックをした上での実用化、そして、県民の皆さんに迷惑をかけないこと。特に県民目線に立って分かりやすく、使いやすくすることは非常に大切なことですが、結果的にそれがシ

ステムそのものを複雑にしていけることが考えられるので、その目線も忘れずにチェックをお願いします。

あと超勤手当については26年以降据え置いた形になっているという状況ですが、その後、コロナ対策や自然災害等で超勤手当にかなり大きな補正が必要だったのではないかと思います。これから様々な気象災害が大きく激しくなる傾向も踏まえ、一旦見直しし、予算として確保できないことがないように、また、ある意味、そういう状況も踏まえて、超勤手当を増やすのではなく、人員をきちんと確保する観点でも見直しをお願いします。その点について何かコメントがあれば、部長からお願いできますか。

和田総務部長 近年、頻発化する災害だったり、コロナのような非常に想定外の事態が発生しています。

超勤手当については、さきほど人事課長が答弁したとおり、仮に当初予算で足りない場合は臨機応変、柔軟に増額するという一方で、決して予算を理由として支払わないことがないようにしています。

また、人員については、なかなか限られた中で非常に苦しい状況ですが、これまでも児童相談所あるいは今回のコロナのようにどうしても増やさなければいけないものについては定員を増やしているのでも、場合によってはそういうことも含め対応していきます。

森委員 何点が質問します。

まず、堤委員、守永委員からもありましたが、11ページの行政手続電子化加速事業費についてです。

総務部の基本方針にあるように、県としてデジタル化を強力に進めていくとされています。この事業は、県民の利便性向上や行政の効率化をデジタル化によって図るということですが、単なるデジタル化にとどまることなく、デジタル技術や、そのデータを活用して県民の利便性をさらに向上させるという視点で考えていかなければならないのではないかと思います。

政府も12月25日に自治体のデジタルトランスフォーメーション推進計画を立てているし、

埼玉県も既にDX推進事業計画を立てています。そういった観点から、行政自身のデジタルトランスフォーメーションへの取組が重要だと思われていますが、これがまず1点目、見解を伺います。

続いて、2点目が12ページ、県有財産売却促進事業費補助金5,202万4千円です。

この事業の概要欄には、未利用となった県有財産を売却した市町村に交付する経費とあります。この経費の位置付けが何なのか教えていただきたいのと、想定する県有財産と事業のスキームについてお願いします。

3点目、22ページ、公文書館運営費の中で、公文書デジタル撮影、補修等委託料975万4千円で、公文書のデジタル化の進捗はこれで予算は十分なのか、伺います。

次に、60ページ、スマート自治体転換推進事業費の中に、さきほども部長からありましたが、大分県水道広域化推進プラン（仮称）と書かれています。この事業の内容を教えてください。

最後に、64ページ、衆議院議員総選挙執行経費7億8,880万6千円について、新型コロナウイルス感染防止対策等が予算に盛り込まれているのかどうかについて伺います。

岩尾行政企画課長 私からは、まず、行政手続電子化加速事業費、行政自身のデジタルトランスフォーメーションの推進についてお答えします。

昨年3月に策定した大分県行財政改革推進計画では、今後、2040年にかけて急速に進む人口減少、少子高齢化社会の到来により、官民双方の労働者人口の減少、ひいては県職員についても採用の数が維持できなくなるのではないかとこの構造的な課題を見据え、行政サービスを維持しながら業務の効率化を目指す行政手続の電子化を取組の大きな柱としています。

具体的には、電子申請の導入ということで、さきほどもお話ししましたが、計画期間の令和6年度までに行政手続の100%電子化を目指しており、そのうち今年度は80手続までを電子化します。

このほかにも、行政内部の話ですが、会議等

の録音を自動的にテキスト化する議事録AIであるとか、パソコンへの入力作業を自動化するRPAの導入なども進めていきたいと思っていますし、今回のコロナ禍を契機とした職員の働き方改革においても、テレワークを全員で実施できるようにライセンスの増強も図っています。

ひとまず庁内においては、業務執行の在り方、職員の働き方改革を含め、時代の変化に合わせて柔軟に見直しをしていきたいと思っています。あと県民の利便性という意味では、デジタル化で県の施策、地域課題の解決をとという視点での回答になりますが、商工観光労働部先端技術挑戦室を中心に防災テックやドローンを政策的に活用しています。今回、先端技術挑戦室を課に格上げしたり、DX推進課も新しく設置するなど、県庁全体のデジタル化を推進する体制も整えているので、そういった体制の下でしっかり対応していきたいと思っています。

石掛県有財産経営室長 県有財産売却促進事業費補助金についてお答えします。

本補助金は、3千平方メートル以上の建物を伴う未利用県有財産を取得し、その施設を改修の上、地域活性化に資する取組を実施する市町村に対して交付をするものです。

市町村が当該取組のために建物を改修する費用に対し、その建物の解体費相当額を上限として補助金を交付します。

今回計上しているものは、この制度を利用して令和2年3月に旧野津高校を購入し、来年度、農林水産振興施設等を整備する臼杵市に対する補助金です。

松原県政情報課長 私からは、公文書館運営費についてお答えします。

公文書デジタル撮影、補修等委託料975万4千円のうち、公文書デジタル撮影等委託料は250万3千円です。

公文書は時の経過とともに劣化していくことから、原本の保存と閲覧者の利用に供するため、従来、長期保存に有効なマイクロフィルム化を進めてきましたが、デジタル撮影の技術が進んだことから、平成29年度からデジタル化に取り組んでいます。

当面、劣化が進んでいる昭和30年代までの文書1万3,545冊を対象と考えており、これまでにマイクロフィルム化7,199冊、デジタル化451冊を終え、進捗率は約56%となっています。

引き続き、デジタル化に取り組んでいく予定で、今後も必要な予算の確保に努めていきます。**瀏野市町村振興課長** 私からは、まず大分県水道広域化推進プランについてお答えします。

人口減少などに伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増大により、水道事業の経営環境が今後さらに厳しさを増すことが想定されることから、将来にわたり水道事業を持続していけるよう、国は各都道府県に対し、令和4年度までに水道広域化推進プランを市町村と連携して策定するよう要請しています。現在、水道事業を所管する生活環境部と共同で準備を進めています。

本県の状況については、今年度、プラン策定に向けた準備として、広域連携した際のシミュレーションに必要な基礎データの収集、市町村水道事業における維持管理の在り方等の経営課題の抽出と分析などを行っています。令和3年度については、今年度収集した給水人口や料金収入といった基礎データの将来見通しなどから広域化の具体的な取組案などを決定し、その取組を今後50年間実施した場合のシミュレーションを行うことで取組の効果を算出することとしています。これらの結果を取りまとめ、大分県水道広域化推進プランとして形にしていくなり予定です。

続いて、衆議院議員総選挙執行経費についてお答えします。

この経費7億8,880円6千円については、前回の衆議院議員選挙のときの予算と比較し、約5,628万円増でお願いしています。

この中に選挙執行経費基準法改正による各種の基準単価等の増によるもののほか、市町村が行う投票所、開票所等における新型コロナウイルス感染症対策、例えば、使い捨て鉛筆の提供やフェイスガードの着用、飛沫防止シートの設置等々に要する経費を盛り込んでいます。

森委員 丁寧な説明ありがとうございます。

まず、行政のDX推進に関してです。

これは行政企画課だと思えますが、給与費を見ると人員の変化がなくて、逆に予算減になっていると思えます。新しく室を置くということですが、人員等は十分なのか。

また、埼玉県等が推進計画を策定していますが、大分県はどうか改めて伺います。

次に、県有財産の件で、野津高校跡地の解体費用ということでした。こういった例はたびたびあるのかどうか教えてください。

そして、公文書に関して、マイクロフィルムからデジタルへは当然の移行だと思えますが、公文書自体の文化財的価値もしっかりと改めて考え、デジタルでの公開まで考えてほしいと思えます。これは要望です。

続いて、大分県水道広域化推進プランです。市町村の上水道、いわゆる市営水道等の全てのデータを収集するというところでよろしいのか、再度お願いします。

岩尾行政企画課長 2点お尋ねいただきました。

まず、行政企画課の職員体制は、確かに1人減っていますが、前は愛媛県に派遣した職員を行政企画課付けとして配置しており、その職員がいなくなったので今回1人減になっています。

来年度に向けて電子自治体推進室をつくりませんが、現在の商工観光労働部の情報政策課を発展的に解消し、その一部を課内室、電子自治体推進室として配置するので、十分な体制が整うのではないかと思います。

あとDXを推進する計画についてですが、商工観光労働部とも協議しながら進めていきたいと思えます。

石掛県有財産経営室長 県有財産売却促進事業費補助金の頻度ですが、大規模施設がある未利用地について、なかなか売却が進まないということで、平成30年度にこの制度をつくりました。所在する市町村に趣旨を説明したところ、臼杵市が第1号として、今回初めてこの補助制度を使って購入したという状況です。

瀏野市町村振興課長 水道の関係です。市が運

営している簡易水道を含めた公営水道に関する情報を今年度集めており、広域化、共同化に向けた検討を来年以降行っていきます。

吉村委員 同じく11ページの行政手続電子化加速事業費ですが、もう既に3人の委員の皆さんから御質問が上がりましたので、私からは少し角度を変え、通告したものとは違ってしましますが、お答えいただける範囲でお願いできればと思います。

下の段のキャンペーンによるデジタルギフト券の交付について、これはどのように電子化の推進につながるのか、何か考えがあれば伺いたいのが1点。

もう1点が、一番最初、堤委員の際に少し出てきたマイナンバーカードの保険証利用について、私の認識が間違っていたら申し訳ありませんが、病院側での対応も必要かと思えます。

先日、私が見た情報では、大分県内ではまだ使えるところがないと思っていますが、もし既に利用可能な病院、又は、対応予定の病院等があれば伺います。

岩尾行政企画課長 まず、1点目のキャンペーンが電子申請の加速にどうつながっていくかですが、県では電子申請システムを平成21年度から稼働しており、10年以上たちますがなかなか利用が進まない。国でもぴったりサービスという電子申請システムをつくっていますが、そちらについてもなかなか利用が進まないとのことで、やはり初回の壁、食わず嫌いなところがあるので、今回のキャンペーンを通じて加速していきたいです。

涸野市町村振興課長 マイナンバーカードの健康保険証の利用状況ですが、実際、医療機関での整備を推進しているのは、福祉保健部です。今、私どもで知り得ている状況は、まだ本格的には進んでいないかもしれませんが、恐らく今月下旬ぐらいから本格的に始まるかもしれません。

そのため、マイナンバーカードの顔認証をするカードリーダー等を医療機関に設置する必要があります。今のところ、県内での医療機関や薬局で34.6%の申込率と聞いています。

吉村委員 まず、食わず嫌いなところがあるのではないかという話でした。私も今年初めてスマホを使って、マイナンバーカード申請で確定申告をしました。やれば簡単ですが、そもそもその機器を持っているかという部分もあるし、それに精通していないと何となく取っつきにくいかなど。安全面の心配も、ほかの委員の皆さんが言われていたように感じました。キャンペーンだけで進むとは当然考えてないと思いますが、機器等のハード面でも支援が必要なのかなと感じ、しっかり進めていただければと思います。ぜひよろしくをお願いします。

馬場委員 私は3点ほど、前の方の質問もありましたが、26ページのICTを活用したテレワークの推進のための職場環境整備費についてお尋ねします。

本年度は新型コロナウイルス感染症の対応とか災害対応で、部局によっては長時間勤務、また、休日が取れないという状況があったのではないかと思います。

さきほどもコロナ関連で月156時間という長時間勤務の実態の話がありました。働き方改革が今まで進められてきたと思います。テレワークもその一つになるかと思いますが、昨年度のテレワークを利用した職員は何人おられるのか。そして、ICTを活用した職場環境整備の内容は具体的にどのようなものなのかということが一つ。

2点目は、さきほどもメンタル面での休職をされている方、または病休の方がいらっしゃるという話もありましたが、それ以外の面でも、27ページの職員の健康診断費という健康診断に要する経費が計上されています。職員の健康診断はほとんど受けていると思いますが、早く見つけるということがとても大切ではないかと思えます。再検査された方、又は再検査に実際行かれているかの状況について、実態を教えてください。

それから、3点目に新型コロナウイルス感染症、又は災害対応でもそうだと思いますが、危機管理対応をしたとき、例えば、本庁とか、各振興局でクラスターが発生したという場合には

事業が止まってしまうこともあるかと思いますが、それを継続していくために一つの部とか局だけではなく、人事課としてそういう場面を想定してどのような取組をされているのか、お聞かせください。

渡辺人事課長 それでは、まず1点目のテレワーク、在宅勤務制度の状況についてお答えします。

在宅勤務制度については、令和2年度から対象を全職員に拡大して、本格的な運用を始めました。ただ、年度当初から新型コロナウイルス感染症が拡大し、その拡大防止の対策として在宅勤務の活用が進んだという状況があります。

令和2年度の実施者ですが、1月末までに延べ約1万5千人となっています。令和元年度の実施者は延べ456人でしたので、今年度は実績が大きく伸びました。

このように在宅勤務を実施する職員が一気に増加する一方、在宅勤務の専用端末や、その専用端末を使うためのユーザーライセンスといった整備が追い付いておらず、在宅での業務内容をシステムを使わないで資料作成だけに限って実施するケースも多くあり、在宅勤務を効率的に実施するためには在宅勤務専用端末等の早急な整備が必要となりました。

このため、当初40台だった専用端末をさらに100台増設し、これとモバイルワークと在宅勤務の兼用として既に整備した専用端末を合わせて全庁で690台を利用できるようにするとともに、その専用端末を使用するためのユーザーライセンスを2,100人分増やし、全体で3,700人分と全職員がいつでも在宅勤務できる環境を整えました。

今後はこの環境をしっかりと活用できるよう、現在も行っている月1回以上の在宅勤務などの取組を進め、今年度のような感染症への対応もそうですが、職員が育児や介護など各ステージに応じて仕事と生活を調和させながら、柔軟に働き続けることができるような環境整備に引き続き努めていきたいと思っております。

続いて、2点目の健康診断での再検査についてお答えします。

令和2年度の定期健康診断は3,187人が受診し、そのうち741人が再検査となっています。再検査には99.6%の738人が受診し、未受診の3人も3月中に受診するよう働きかけています。

そして、3点目の新型コロナウイルス感染症等による事業継続についてお答えします。

感染症の拡大や大規模自然災害等の有事に備え、県では、県民の生命と健康を守り、県民生活に必要な行政サービスを提供できるよう、各所属においてBCP、業務継続計画を策定しています。

この中で、各所属は有事の際に担当者が出勤できない場合、応援職員が円滑に業務を進められるようマニュアルを作成するとともに、前任者や経験者のリストアップも行っています。

委員がお尋ねの県庁内で新型コロナウイルス等のクラスターが発生した場合にも、このBCPに沿って対応することとなりますが、所属内での対応では人手が足りないことも想定されます。特に最前線で対応にあたる保健所で、万一クラスターが発生した場合には、保健師等を全庁的に調整して対応にあたる必要も出てくると考えます。

人事課として速やかに状況を把握し、応援職員の確保や経験者等に対する兼務発令などを行うことにより、各所属の業務遂行に支障が生じないよう努めていきたいと考えています。

馬場委員 働き方改革について、テレワーク以外にも男性の育休の取得とか様々な事業があると思うので、よろしくお祈りします。

あと、3,187人中741人の方が再検査ということでしたが、早めの受診をお願いできたらと思います。

最後に、高齢者施設でもクラスターが発生し、人手が足りず他の事業所から応援をとということもあるようなので、こういう想定に従いBCPに沿った準備をお願いします。

三浦委員長 以上で事前通告者の質疑を終了しました。

ほかに御質疑のある方は挙手をお願いします。
衛藤委員 予算概要の17ページ、県有施設等

災害時緊急対応事業費について、説明が早口気味で聞き取りづらかったんですが、これは将来災害が起こって施設が被害を受けたときのための予算ということですよ。

まずは、今回の2億5千万円の金額の根拠を教えてください。これが1点目。

もう一つ、今回の予算に総じて関わることで、特に福祉保健部とか生活環境部が多いですが、例えば、電話だったり、LINEだったり、窓口だったりの相談事業、あとは啓発の講習会とか、冊子を作って啓発するといった事業が商工観光労働部なども含め多く実施されています。

例えば、相談だったらどの程度件数があるかとか、予算に対して件数が少ないかとか、啓発等の講習会——何年か前に私は知人から聞いたんですが、県が開いたHACCPの講習会に行ったら自分1人しかいなかったとか、冊子をどの層にどれぐらい配り、どういう効果を得ているかといったことは多分予算の査定とか、行政評価の対象だと当然思います。

こういった部分はどのように査定の中で見ているのか、行政評価としてどのように取り上げているか、そのあたりをあわせて伺います。

石掛県有財産経営室長 県有施設等災害時緊急対応事業費ですが、委員が言われたとおり、これは災害時に緊急的に修理が必要になった施設に対して機動的に対応できるようあらかじめ予算を確保しておくものです。

それから、予算額の2億5千万円ですが、令和2年度はこの予算はなかったですが、トータルで1億7,200万円ほどかかっており、近年、災害が増えているので、余裕を見て2億5千万円の予算を確保しています。

高木財政課長 啓発事業、若しくはアドバイザーの相談事業等が非常に多いのではないかと、査定の中ではどうかという話です。

各局で必要な相談体制を取るため、少し弱いところや相談をしっかりと聞かないといけないところは人を付けてやりたいと思っています。当然何回やって、このくらい集めるということ聞き、その効果を考えながら査定していますが、結果として、例えば、今年のようなコロナの影

響で集まれなかったとか、何らかの理由で無理だったということがあれば、やり方等を変えたり、事業の中身を見直ししながら、査定を進めています。

岩尾行政企画課長 私ども行政企画課が所管しているのは事務事業評価ですが、例年、夏場に事業評価を実施しています。なるべく広くかつ多くの事業を評価するべきであるとし、昨年の6月に実施した分から基本的に評価対象事業をA経費全てにし、事業評価の対象を広げています。

来年度の予算査定に向けてPDCAサイクルを実施し、今後も行政企画課としてしっかりと担当していきたいと思えます。

衛藤委員 県有施設等災害時緊急対応事業費ですが、疑問があります。

一つは、まだ発生するかどうか分からない事業なのに、何で予備費ではないのかということ。本来の性質であれば、これは予備費に組み入れるのではないかと率直に疑問を持ちました。

昨年1億7,200万円かかったからという話ですが、通常、5年から10年といった期間でどれぐらい起こって、その中でどれぐらい発生しそうなのかというリスク算定をまずきっちりすべきで、2億5千万円を一括で出すのは、いささか乱暴な金額の設定のように感じます。

これは本年度の勉強会でも財政課に非常に強く言いましたが、他の部局では10万、20万と細かい査定を一つ一つ資料を出しながらするのに、自分たちの総務部だけ1千万、2千万、1億の単位でこうやって雑に上げるのは、私は公平性を欠くと思っています。そこは予算査定部門を担当している総務部だからこそ、自分に厳しくあたっていただきたい。ここは部長にも改めて答弁をお願いします。

予備費の扱いについて、当初予算で組む必要があるのか。これまで専決を乱発してきましたよね。今までみたいに専決の乱発でやればいいではないですか。今回当初予算で2億5千万円を抱え込まなければいけない理由がどうしても理解できないので、もう少し詳しく説明してください。

また、相談とか、講習会とか、冊子とか、コロナの影響は置いておいて、客観的に機能しているのか、本当に効果を上げているのか疑問を持つことが多々あります。そこはしっかり財政課として査定をし、不断の行革と言っているように、行革の中でもしっかり細かく厳しく見ていただくことを要望します。

和田総務部長 県有施設等災害時緊急対応事業費については、もともと災害が起きるかどうかわからないので、この事業に限らず、災害復旧関係の事業でもそれぞれ計上しています。去年の災害を経験し、県有施設はこういった予備費的なものを持っていないので、これまでの経験に照らして計上しています。予備費全体に積んでしまうと、何でも使える予備費の小分けが多くなってしまいますので、ある程度用途の決まった範囲内で予備費的なものを設定しています。これは災害復旧費全体に通じる話なので、御理解いただきたいと思います。

高木財政課長 災害については、災害パッケージという形で災害が起こった際に、すぐに対応できるように土木、農林、福祉等の施設も合わせて予算を組んでいます。

令和2年7月豪雨のときに初めて災害パッケージ予算を使いましたが、迅速に動くことができ、すぐに対応ができたので、ある程度機能していると思います。県有施設についてはその分がなく、例えば、消防学校の法面が壊れたりしたとき、対応が難しく苦労したことがあったので、今回上げています。

また、啓発等については、確かにしっかり効果等を見極めながら啓発する、若しくはパンフレットを配るだけが事業ではないので、その後の効果までをしっかりと見据えながら査定等も行っていきます。

衛藤委員 去年1億7,200万円で、今回2億5千万円の算定根拠をまだ教えていただけないので、説明をお願いします。

和田総務部長 災害復旧事業費は、将来災害がいくら起こるか分からないので、ある程度余裕を見て積むのが一般的で、昨年度1億7千万円ほどかかったので、それなりの災害が発生して

も大丈夫だろうという規模で今回2億5千万円を計上しています。

来年度の災害がどれだけ出るかは分からないので、過去の経験等も踏まえ多めの額を計上しました。実際使わなければその分は落とすので、積んだ額を全額執行するというものではなく、その点は御理解いただきたいと思います。

末宗委員 15ページ、県有建築物保全事業費30億円とあるが、これは何件とか中身を全然書いていないが、もう少し親切に中身を書いていたら質問もしなくていいと思って聞きますが、教えてください。

石掛県有財産経営室長 県有建築物保全事業費については、県有建築物の長寿命化を図るために計画的に予防保全を行っていくものです。

トータルで30億円ですが、内訳は工事費が27億2,500万円、あと設計等の委託料が2億7,500万円ほどあります。

主な事業は、香々地少年自然の家の宿泊棟等の長寿命化の工事、高等技術専門校の実習棟の長寿命化の工事です。

末宗委員 香々地がいくらだとか言わないし、全然理解できない。30億円、27億円の最低三つぐらいでもいいから、1番目は何億円、2番目は何億円、その他は何億円と説明してくれないと分からない。もう少し詳しく教えて。

石掛県有財産経営室長 失礼しました。工事費の主なものの金額等を御説明します。

香々地少年自然の家は3億4,098万1千円です。次に工事費が多いのは、大分高等技術専門校の2億2,277万円、次に農業文化公園の1億7,116万8千円、農業文化公園は研修棟等の長寿命化を行う工事です。

それから、委託料は舞鶴宿舍棟の解体等の委託設計が1,547万8千円、それから水産研究部の冷却施設等の更新が1千万4千円、農業文化公園が669万3千円、以上が工事費と委託料の予算の大きい順番です。

末宗委員 最後に確認ですが、香々地少年自然の家、農業文化公園、大分高等技術専門校と言っていたが、各部にはこの予算の項目は全く出ないんですか。

例えば、私がほかの委員会に入っても、総務部以外はこの予算については議論できないことになりますか。

石川県有財産経営室長 県有施設の保全工事については、当室で一括して予算管理をしているので、各部局が計画的に行う保全工事、事後的に緊急的にしないといけない工事については、当室で一括して予算を計上しています。

三浦委員長 ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもって総務部関係予算に対する質疑を終わります。

なお、執行部が入れ替わるので、しばらく、そのままお待ちください。

〔総務部退室、企業局入室〕

三浦委員長 これより企業局関係予算の審査に入ります。

説明は、主要な事業及び新規事業に限り、簡潔かつ明瞭をお願いします。

それでは、企業局関係予算について、執行部の説明を求めます。

工藤企業局長 企業局として御審議いただく予算議案は、第14号議案令和3年度大分県電気事業会計予算及び第15号議案令和3年度大分県工業用水道事業会計予算です。

議案書では、電気事業が111ページから153ページにかけて、工業用水道事業が154ページから191ページにかけてになりますが、お手元に配付の令和3年度予算概要により説明します。

令和3年度大分県企業局当初予算（案）の概要と書かれた資料を御覧ください。

まず、左側の電気事業会計について説明します。

初めに、業務の予定量ですが、年間販売電力量は、2億277万1,780キロワットアワーを予定しています。主たる建設計画については、電気事業会計当初予算（案）の重点事業と書かれた資料もあわせて御覧ください。

まず、（1）の大野川発電所リニューアル事業26億2,623万4千円については、右下の写真を御覧ください。令和3年度の運転開始を目指し、本年度に引き続き計画どおりに建設工事を実施します。

なお、リニューアル後は固定価格買取制度（FIT）により売電を行う予定です。

（2）の別府発電所リニューアル事業3億2,930万9千円については、左上の写真を御覧ください。令和6年度の運転開始を目指し、令和3年12月に発電機を停止し現地工事に着手します。

（3）の芹川ダム諸量処理装置及び放流自動警報装置更新工事3億632万4千円については、左下の写真を御覧ください。芹川ダムの水位等の情報を収集し、流入量等を計算する装置及び放流自動警報装置の更新工事について、3年計画で実施しており、来年度が最終年度となりますが、計画どおり実施し、今後のダム管理に万全を期します。

次に、その下の表、収益的収入及び支出を御覧ください。表の右側の収入ですが、電気料金の収入などにより、表の下、計（B）欄のとおり28億8,105万7千円を予定しています。支出については、下から二つ目の4特別損失に大野川発電所に加え来年度から現地工事に着手する別府発電所のリニューアルに伴う固定資産除却費を計上したことなどから、計（A）欄のとおり22億6,059万7千円を予定していて、差引き収支差額は（B）－（A）欄のとおり6億2,046万円、税抜きの純利益は欄外の参考に記載のとおり2億3,265万5千円を、特別利益及び特別損失を除いた経常利益は2億9,154万7千円を見込んでいます。

また、下の表、資本的収入及び支出を御覧ください。右側の収入の欄の一番上、1企業債において26億2,600万円を計上しています。これは発電所リニューアル事業の事業費が大きく、内部留保資金のみでの対応は困難なことに加え、従来より発電所を建設する際は企業債を借り入れてきたことから、大野川発電所のリニューアルに係る建設改良費は企業債で対応する

計画としています。

以上により、表の中ほどのとおり、収入の計から支出の計を引いた収支差額は、マイナス2億6,082万5千円ですが、その下にある積立金等の各財源で補填することとしています。

続いて、右側の工業用水道事業会計について説明します。

初めに、業務の予定量ですが、給水事業所数は1事業所増加して、46事業所を予定しています。

年間総給水量は2億233万450立方メートル、1日平均給水量は55万4,330立方メートルを予定しています。

次の主たる建設計画については、工業用水道事業会計当初予算（案）の重点事業と書かれた資料もあわせて御覧ください。

(1)の埋設管路補修工事3億8,500万円については、左上の写真を御覧ください。県道大在大分港線の地下に埋設している管路ですが、布設から47年が経過しており、損傷調査で状態が不良であると診断された区間について万全を期すために補修工事を実施します。当該区間600メートルを令和2年度から3年度にかけて行う計画にしていたのですが、昨年度の予算特別委員会において、交通渋滞を心配する声があったことから、来年度に300メートル施工し、残りの300メートルは、令和3年度から4年度にかけて債務負担行為を設定し、工期を分散して進める計画に変更しています。

(2)の判田取水場低圧動力設備更新工事1億9,970万9千円についても、設置から47年経過していることから、コントロールセンターや分電盤等の更新工事を行います。

(3)の天津留接合井耐震化工事（底盤）1,590万2千円については、右上の写真を御覧ください。側面部分の耐震化工事は平成27年度に完了していますが、底盤については受水企業への水の供給を止めないと抜水することができず、耐震化工事を行うことができませんでした。そこで、令和元年度から2年度にかけて対策工事を行ったことで、水の供給を止めることなく写真のように抜水できるようになったので、

残る底盤の耐震化工事を行い、重要施設の耐震化を進めます。

次に、その下の表、収益的収入及び支出を御覧ください。表の右側の収入ですが、水道料金などにより、表の下、計（B）欄のとおり総額24億762万円を予定しています。

支出については、営業費用と予備費の計上方法に変更点があり、工業用水道事業では、受水企業への工業用水の安定供給が使命としてあることから、営業費用の動力費や薬品費等に、災害に対応するための予算をあらかじめ計上していました。しかし、外部識者から構成される経営評価委員会において、営業費用には経常経費のみ計上するべきという御指摘を受けました。そこで、今まで営業費用に計上していた災害に対応するための予算を、来年度から予備費に計上することで、予期せぬ災害や事故などに引き続き備えます。以上が変更点で、支出の計については、計（A）欄のとおり総額22億3,622万6千円を予定しています。差引き収支差額は（B）－（A）欄のとおり1億7,139万4千円、税抜きの純利益及び経常利益は欄外参考に記載のとおり1億2,793万6千円を見込んでいます。

また、下の表資本的収入及び支出を御覧ください。左側の支出が、施設の耐震化や老朽化対策等の建設改良費が大きくなっていることから、収入の計から支出の計を引いた収支差額は、（D）－（C）欄のとおりマイナスの10億4,814万円となりますが、その下の過年度分損益勘定留保資金等の各財源で補填します。

三浦委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁願います。

事前の通告者が1名います。

それでは、指名します。

堤委員 内部留保について毎回聞いていますが、電気事業と工業用水道事業も施設の改修等で今後かなり減ってきますよね。今回は非常に大き

いですが、内部留保の今後の動向と状況がどのような推移かを教えてください。

それと、工業用水道の譲渡承認、昨年度の各社の売上げはどのような状況になっているかが分かれば。

それと、雑排水という位置付けでしょうが、工業用水道の譲渡の法的根拠を教えてください。

それと、これは私の思い違いかもしれませんが、工業用水道事業で一般会計に1億円の繰出金がなかったかなと思いますが、あったら教えてください。

塩月総務課長 まず、内部留保についてお答えします。

電気事業は令和3年度末で約50億円の内部留保を見込んでいます。大野川発電所をはじめ、老朽化した発電所のリニューアルを順次実施するため、今後160億円を超える費用が必要となり、令和18年度頃までは減少する見込みです。

工業用水道事業は令和3年度末で約53億円の内部留保を見込んでいます。現在、給水ネットワークを活用した隧道点検を計画的に行っており、点検結果によっては不測の修繕費がかかる可能性があります。また、今後は老朽化した埋設管路の補修や更新等に55億円を超える費用が必要になることから、令和14年度頃までは減少する見込みです。

次に、工業用水道の譲渡承認についてお答えします。

現在、譲渡を承認している企業は3社であり、昨年度の各社の売上げは、日本製鉄株式会社が1,160万8,297円、鶴崎共同動力株式会社が347万6,437円、ENEOS株式会社が699万9,961円となっています。

それから、譲渡の法的根拠についてです。

船舶給水を有償で譲渡する場合は企業局長の承認が必要であるとの通商産業省の通知に基づき、大分県工業用水道事業により給水する工業用水の譲渡に関する規程を定めており、これに基づき譲渡を承認しています。

なお、譲渡の承認を受けた使用者は、半期ごとに給水量や給水料金等について実績報告を義

務付けています。当然、他県でも譲渡を承認していますが、本県では独自に規程を定め、しっかり管理しています。

それから、工業用水道事業の1億円の繰出金ですが、確かに令和元年度まで繰り出していましたが、最初の内部留保の際に申ししたように、今、工業用水道事業では初めての大規模な補修工事をしており、隧道点検を実施しています。隧道点検の点検結果により不測の修繕費がかかる可能性があるため、知事部局とも協議した上で一旦お休みしています。

堤委員 工業用水道の譲渡承認ですが、法律上ではなく通知で契約書を交わしていると。通知で契約を交わすことの法的根拠は何ですか。第何条とかそこら辺がよく分からないので教えてください。通知イコール契約オーケーでいいのか。

1億円の繰出金については、いろいろかかるといっていますが、電気事業は5千万円でまだ頑張っているから、工業用水道事業も頑張らないといけないですね。

塩月総務課長 もう少し丁寧に説明すると、工業用水道事業法上の工業用水の中に雑用水が解釈上含まれており、その雑用水の中に、船舶給水が含まれることになります。

ただし、船舶給水を有償で譲渡する際は企業局長の承認がいるという部分が通知で明確に示されているということです。

堤委員 ということは、無償でも譲渡できるよということになりますね。他県では無償でしているところもありますか。

塩月総務課長 正確なところは分かりませんが、他県では無償の譲渡があるのではないかと思います。

ちなみに本県の譲渡、さきほど実績報告を求めてしっかり管理していると申しましたが、具体的な企業名は出しませんが、譲渡水量を契約水量で割ったパーセンテージが0.07%から0.32%ですから、一番多いところでも0.32%と。

それから、工業用水の原水を直接譲渡しているわけではなく、それを飲料水に近い形に浄化

して供給しているので費用がかかります。そういった費用と販売価格や譲渡価格を比較すると、3社いずれもプラスは出ていないことは調べています。

三浦委員長 ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

三浦委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもって企業局関係予算に対する質疑を終わります。

以上で本日の審査日程は終わりました。

次会は、15日午前10時から当議場で開きます。

これをもって本日の委員会を終わります。